第4885号

目 次	
告 示	
○特定第1号漁業者に係る共済規約の設定の同意	1
公告	
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧	2
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出	
○開発行為の工事完了	3
○特定農業用ため池の指定解除	4
教育委員会公告	
○教育職員免許状の失効	5

**VVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVV** 

# 富山県告示第22号

特定第1号漁業者に係る共済規約の設定の同意について

漁業災害補償法(昭和39年法律第 158号。以下「法」という。)第 105条の2第 3項の規定による届出のあった次の共済規約の設定に係る特定第1号漁業者の同意 については、同条第1項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第4項の規 定により公示する。

令和4年1月19日

富山県知事新 田 八 朗

法第 105条第1項第1 める加入区並びに水	1 号ロの規定により定 域及び区域 水域及び区域	発起人	届出年月日
漁業災害補償法の規 定による一定の水域 又は区域について (昭和49年富山県告 示第1147号)の1の (2)の表の氷見加入区	(水域) 共第9号漁業権の漁場 の区域 (区域) 氷見漁業協同組合の地 区のうち高岡市太田及 び渋谷並びに氷見市一	河原 十次男沢井 繁	令和3年12月23日

円(阿尾、藪田、小杉、 泊、宇波、脇方、小境、 大境、中波、脇、中田 及び姿を除く。)の地 域

# 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により氷見市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和4年1月19日

富山県知事 新 田 八 朗

都市計画の種類

2

(種類) 氷見都市計画用途地域

# 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和4年1月19日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 店舗の名称及び所在地文苑堂書店 福田本店 高岡市福田42番1 外15筆
- 2 店舗を設置する者 株式会社文苑堂書店
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所

(変更前) 代表取締役 吉岡 慎太郎 高岡市末広町40番地 (変更後) 代表取締役 吉岡 幸治 高岡市駅南5丁目2番20号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名及び住所 (変更前) 代表取締役 吉岡 慎太郎 高岡市末広町40番地 (変更後) 代表取締役 吉岡 幸治 高岡市駅南5丁目2番20号
- 4 変更の日 住所の変更 平成30年12月4日代表者の変更 令和3年10月1日
- 5 変更の理由 建物を設置する者及び小売業者の住所と代表者が変更になったため
- 6 届出の日 令和3年12月24日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課
- 8 縦覧期間 令和4年1月19日から令和4年5月19日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を 有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、 縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができ る。

- (1) 氏名及び住所(法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

### 開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第29条第1項の規定により許可した開発行 為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年1月19日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に	公 共	施設	開発	許可を受	受けた者
含まれる地域の名称	位置·区域	種 類	住	所	氏 名
射水市中村139番1、140番1、141番1、142番1、 142番4、143番5、144番 1、144番3、139番2の 一部、139番5の一部、 139番1地先、139番9地 先及び172番1地先	同左	道 路 下水道	射水市三ケ	-1525番地	山徳不動産開 発株式会社

# 特定農業用ため池の指定解除

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第7条第5項の規定に基づき、次の農 業用ため池について、特定農業用ため池の指定から解除したので、同条第3項の規 定により公告する。

令和4年1月19日

富山県知事新 田 八 朗

施設番号	特定農業用 ため池名称	所在地	指定解除年月日	
162010009	柿ノ木原池	富山市吉作		
162010020	中野溜池	富山市横樋		
162020073	寺ケ谷の溜池	高岡市福岡町上野		
162050619	虚空蔵の池	氷見市戸津宮		
162051457	裏山の池	氷見市戸津宮		
162070002	北枕野	黒部市枕野	   令和3年	
162070010	窪野上	黒部市石田野	12月24日	
162070016	大谷	黒部市宇奈月町大谷字前大谷		
162090133	浅地馬場1号池	小矢部市戸久		
163220010	奥の池	上市町釈泉寺		
163230005	第二迯山待池	立山町目桑		
163230014	大池	立山町池田		

# 教育職員免許状の失効

教育職員免許法(昭和24年法律第 147号)第10条第1項第2号の規定により次の 教育職員免許状は失効したので、富山県教育職員免許状に関する規則(昭和43年富 山県教育委員会規則第8号)第18条の規定により次のとおり公告する。

令和4年1月19日

富山県教育委員会

# 1 失効した免許状

氏 名	岩上 浩一郎	
本 籍 地	富山県	
免許状の種類	教科又は 領 域	授与権者
中学校教諭1種免許状	保健体育	東京都
高等学校教諭 1 種免許状	保健体育	東京都

# 2 失効の事由

教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行規則第74条の2第8号ホ)に該 当したため

3 失効年月日

令和3年12月3日

6

令和4年1月19日印刷発行

発 行 富

山 県